

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄											
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)				
							担当省庁の見解における「対応」欄内容 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討											
						1回目											高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	東京都においては、①「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱」に基づき都が認定する企業、②フリーコンサルティングを受ける企業、③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制における特別加算を求める提案をしているところ。これら企業の認定要綱の提示の他、「アジア拠点化立地推進事業費補助金」との類似性等を判断する観点から、対象となる企業の具体的な要件、支援措置の具体的な内容(財政的な支援に係る内容を含む)等について整理いただいた上で、改めて検討することとする。
						2回目	法務省	入国管理局総務課企画室		A-1, E	-	-				高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度である。所屬機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認又は補助金の交付その他の支援措置であって法務省告示に定めるものを受けている場合は、高度人材ポイント制の特別加算の対象となる。	○東京都が、就労する外国人について、高度人材ポイント制における特別加算の適用対象として要望する企業は以下の3つであるところ、①の企業については、東京都からイノベーションの創出の促進に資するものとして直接的な財政支援を受けているため、高度人材ポイント制の特別加算の対象となり得ると考えており、今後、厚生労働省及び経済産業省と調整の上、前向きに対応していくこととする。 ○一方、②及び③の企業については、当該支援措置は間接的な財政支援に過ぎないなど、イノベーションの創出の促進に資するものとしての支援措置を受けているとは認められないことから、特別加算の対象に含めることは想定していない。 (東京都が本件で特別加算の対象として要望する企業) ①「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱」に基づき都が認定する補助金を受ける企業 ②フリーコンサルティングを受ける企業 ③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業	
						1回目				Z	-	-				高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	東京都においては、①「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱」に基づき都が認定する企業、②フリーコンサルティングを受ける企業、③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制における特別加算を求める提案をしているところ。これら企業の認定要綱の提示の他、「アジア拠点化立地推進事業費補助金」との類似性等を判断する観点から、対象となる企業の具体的な要件、支援措置の具体的な内容(財政的な支援に係る内容を含む)等について整理いただいた上で、改めて検討することとする。	
						2回目	厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課		A-1, E	-	-				高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度である。所屬機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認又は補助金の交付その他の支援措置であって法務省告示に定めるものを受けている場合は、高度人材ポイント制の特別加算の対象となる。	○東京都が、就労する外国人について、高度人材ポイント制における特別加算の適用対象として要望する企業は以下の3つであるところ、①の企業については、東京都からイノベーションの創出の促進に資するものとして直接的な財政支援を受けているため、高度人材ポイント制の特別加算の対象となり得ると考えており、今後、法務省及び経済産業省と調整の上、前向きに対応していくこととする。 ○一方、②及び③の企業については、当該支援措置は間接的な財政支援に過ぎないなど、イノベーションの創出の促進に資するものとしての支援措置を受けているとは認められないことから、特別加算の対象に含めることは想定していない。 (東京都が本件で特別加算の対象として要望する企業) ①「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱」に基づき都が認定する補助金を受ける企業 ②フリーコンサルティングを受ける企業 ③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業	
						1回目				Z	-	-				高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度であり、平成24年3月30日法務省告示第126号において、高度人材に対する特別加算を規定している。	2013年10月25日の対面協議において、審査基準が不明確であるため、東京都からの追加資料を要求したところ。 これを拝見した上で、アジア拠点化立地推進事業費補助金等との類似性等を考慮しつつ判断することとしたい。	
						2回目	経済産業省	経済産業政策局産業人材政策室		A-1, E	-	-				高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、平成24年5月7日より導入された制度である。所屬機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認又は補助金の交付その他の支援措置であって法務省告示に定めるものを受けている場合は、高度人材ポイント制の特別加算の対象となる。	○東京都が、就労する外国人について、高度人材ポイント制における特別加算の適用対象として要望する企業は以下の3つであるところ、①の企業については、東京都からイノベーションの創出の促進に資するものとして直接的な財政支援を受けているため、高度人材ポイント制の特別加算の対象となり得ると考えており、今後、法務省及び厚生労働省と調整の上、前向きに対応していくこととする。 ○一方、②及び③の企業については、当該支援措置は間接的な財政支援に過ぎないなど、イノベーションの創出の促進に資するものとしての支援措置を受けているとは認められないことから、特別加算の対象に含めることは想定していない。 (東京都が本件で特別加算の対象として要望する企業) ①「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金交付要綱」に基づき都が認定する補助金を受ける企業 ②フリーコンサルティングを受ける企業 ③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業	

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	内閣府コメント	内閣府整理
			対応	理由等	【整理フラグ欄 内容】		
				<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p>	<p>i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>		
アジアヘッド クォーター特区	高度人材ポイント制に係る総合特別区域法の適用	(25春) 1732	d	<p>・今回の都の提案は、アジアヘッドクォーター特区における外国企業誘致活動において、東京都が予算措置を講じて支援(3つの支援策を提案)を行った結果、業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する企業への就労者を対象として、高度人材に対するポイント制の特別加算対象とすることを希望するものである。</p> <p>・法務省の見解「認定要綱の提示の他・・・対象となる企業の具体的な要件、支援措置の具体的な内容(財政的な支援に係る内容を含む)等」については実務者協議で提示・説明させていただいたとおりであり、事業の実態からもアジア拠点化立地推進事業費補助金との親和性があると考えている。 ②③については、提案の実現に向け、具体の文言検討を実施できるよう協議を継続していきたい。 また、誘致活動における①②③の関係性については、改めて提示するので引き続きご検討願いたい。</p>	<p>①都の補助金措置を受ける企業(アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金)、②フリーコンサルティングを受ける企業、③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業について、支援策の内容等を東京都で整理した上で改めて協議すること。</p>		
			d	<p>・①の企業については、都の提案が受け入れられたものと理解しており、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。</p> <p>・②及び③の企業について、「間接的な財政支援に過ぎない」との見解であるが、間接的な財政支援が特別加算の対象に含めることができない理由について、より詳細な説明を明示いただいた上で、今後の対応を検討していきたい。</p> <p>・なお、左記②及び③の企業については、都がこれまで説明してきたものと異なっており、都の提案内容は以下のとおりである。 ②フリーコンサルティングを受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業 ③ビジネス支援を受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業</p>	<p>①については省庁側は前向き対応としており、今後提案内容の実現に向けて詳細について引き続き東京都と協議すること。 ②及び③については2回の実務者レベル協議を実施したものの省庁側の見解と自治体の考え方が依然として一致していないため、必要に応じて次回以降に改めて協議すること。</p>	i、vi	
			d	<p>・今回の都の提案は、アジアヘッドクォーター特区における外国企業誘致活動において、東京都が予算措置を講じて支援(3つの支援策を提案)を行った結果、業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する企業への就労者を対象として、高度人材に対するポイント制の特別加算対象とすることを希望するものである。</p> <p>・厚生労働省の見解「認定要綱の提示の他・・・対象となる企業の具体的な要件、支援措置の具体的な内容(財政的な支援に係る内容を含む)等」については実務者協議で提示・説明させていただいたとおりであり、事業の実態からもアジア拠点化立地推進事業費補助金との親和性があると考えている。 ②③については、提案の実現に向け、具体の文言検討を実施できるよう協議を継続していきたい。 また、誘致活動における①②③の関係性については、改めて提示するので引き続きご検討願いたい。</p>	<p>①都の補助金措置を受ける企業(アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金)、②フリーコンサルティングを受ける企業、③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業について、支援策の内容等を東京都で整理した上で改めて協議すること。</p>		
			d	<p>・①の企業については、都の提案が受け入れられたものと理解しており、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。</p> <p>・②及び③の企業について、「間接的な財政支援に過ぎない」との見解であるが、間接的な財政支援が特別加算の対象に含めることができない理由について、より詳細な説明を明示いただいた上で、今後の対応を検討していきたい。</p> <p>・なお、左記②及び③の企業については、都がこれまで説明してきたものと異なっており、都の提案内容は以下のとおりである。 ②フリーコンサルティングを受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業 ③ビジネス支援を受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業</p>	<p>①については省庁側は前向き対応としており、今後提案内容の実現に向けて詳細について引き続き東京都と協議すること。 ②及び③については2回の実務者レベル協議を実施したものの省庁側の見解と自治体の考え方が依然として一致していないため、必要に応じて次回以降に改めて協議すること。</p>	i、vi	
			d	<p>・審査基準やアジア拠点化立地推進事業費補助金との親和性については、実務者協議でも提示・説明させていただいたとおりであるが、協議で依頼のあった追加資料を別途提出するので引き続きご検討願いたい。</p>	<p>①都の補助金措置を受ける企業(アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金)、②フリーコンサルティングを受ける企業、③ビジネスコンシェルジュ東京のビジネス支援を受ける企業について、支援策の内容等を東京都で整理した上で改めて協議すること。</p>		
			d	<p>・①の企業については、都の提案が受け入れられたものと理解しており、提案内容の実現に向けて、都と法務省との間で引き続き協議を実施したい。</p> <p>・②及び③の企業について、「間接的な財政支援に過ぎない」との見解であるが、間接的な財政支援が特別加算の対象に含めることができない理由について、より詳細な説明を明示いただいた上で、今後の対応を検討していきたい。</p> <p>・なお、左記②及び③の企業については、都がこれまで説明してきたものと異なっており、都の提案内容は以下のとおりである。 ②フリーコンサルティングを受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業 ③ビジネス支援を受けて業務統括拠点又は研究開発拠点を設立する外国企業</p>	<p>①については省庁側は前向き対応としており、今後提案内容の実現に向けて詳細について引き続き東京都と協議すること。 ②及び③については2回の実務者レベル協議を実施したものの省庁側の見解と自治体の考え方が依然として一致していないため、必要に応じて次回以降に改めて協議すること。</p>	i、vi	